

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年9月3日(2020.9.3)

【公開番号】特開2018-196518(P2018-196518A)

【公開日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-048

【出願番号】特願2017-102006(P2017-102006)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 B

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月21日(2020.7.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技盤の後側の表示手段装着部に画像表示手段を着脱可能に備え、

前記画像表示手段に表示される画像に所定変形処理を行う特定演出を実行する演出実行手段を備えた

遊技機において、

前記表示手段装着部は、

所定の装着位置へと案内される前記画像表示手段の後側への移動を制限する制限手段を備えた

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記表示手段装着部は前記画像表示手段の後側へと突出する突出部を備え、

前記突出部に前記制限手段を設けた

ことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記制限手段は基板取り付け台であり、

前記基板取り付け台に基板を配置した

ことを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記所定の装着位置に装着された前記画像表示手段の後側に、該画像表示手段の両端側に跨るように前記制限手段を配置した

ことを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項5】

前記制限手段は、ハーネスを止める止め部を備え、

前記止め部によりハーネスを止めた

ことを特徴とする請求項1～4の何れかに記載の遊技機。

【請求項6】

前記画像表示手段は、数字部とキャラクタ部とで構成される第1演出図柄と、該第1演出図柄よりも小さく数字部で構成される第2演出図柄とを表示可能であり、

前記第1演出図柄に対して前記所定変形処理を行うが、前記第2演出図柄に対しては前記所定変形処理を行わない

ことを特徴とする請求項1～5の何れかに記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

従来のパチンコ機は、遊技盤の遊技領域の略中央に前側から着脱自在にセンタークースを装着し、このセンタークース内の表示窓に対応して、遊技盤の裏側に液晶表示手段等の画像表示手段、可動演出手段を配置して、その画像表示手段により各種演出画像、報知画像等を表示し、また、演出画像、報知画像の表示に同期して可動演出手段が演出動作を行い、その両者の演出効果により遊技者の興趣の向上を図るようになっている（特許文献1参照）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

本発明は、画像表示による演出を行う画像表示手段に関し、より好適な構成を有する遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、遊技盤の後側の表示手段装着部に画像表示手段を着脱可能に備え、前記画像表示手段に表示される画像に所定変形処理を行う特定演出を実行する演出実行手段を備えた遊技機において、前記表示手段装着部は、所定の装着位置へと案内される前記画像表示手段の後側への移動を制限する制限手段を備えたものである。

前記表示手段装着部は前記画像表示手段の後側へと突出する突出部を備え、前記突出部に前記制限手段を設けたものでもよい。前記制限手段は基板取り付け台であり、前記基板取り付け台に基板を配置してもよい。前記所定の装着位置に装着された前記画像表示手段の後側に、該画像表示手段の両端側に跨るように前記制限手段を配置してもよい。前記制限手段は、ハーネスを止める止め部を備え、前記止め部によりハーネスを止めてもよい。

前記画像表示手段は、数字部とキャラクタ部とで構成される第1演出図柄と、該第1演出図柄よりも小さく数字部で構成される第2演出図柄とを表示可能であり、前記第1演出図柄に対して前記所定変形処理を行うが、前記第2演出図柄に対しては前記所定変形処理を行わないようにしてもよい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明によれば、画像表示による演出を行う画像表示手段に関し、より好適な構成を実現可能である。